

総務文教委員会

平成24年12月12日（水）

総務文教委員会

日 時 平成24年12月12日（水）午前10時00分開会—午後0時01分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、竹原副委員長、川端、奥野、小川、田島、中原、辻下
道工副議長、鍛冶監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内、和田、出口、豊国

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、
南まちづくり戦略室長、白井総務部長兼財政改革部長、古谷教育次長、
谷下危機管理監、村上総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事、
保井まちづくり戦略室理事、中田総務部理事兼総務課長、
四至本財政改革部理事兼行革推進課長、
一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長、
西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長
早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長、
相馬財政改革部財政課長、阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長、
今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長
福井教育委員会事務局学校教育課長、山路教育委員会事務局指導課長、
竹下教育委員会事務局生涯学習課長、
阪本（正）総務部人権推進課長、廣田会計課長、
森長教育委員会事務局指導課参事、天野教育委員会事務局淡輪公民館長、
末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

その前に、谷下危機管理監よりちょっと一報がございます。

谷下危機管理監 おはようございます。

12月7日に北朝鮮の弾道ミサイルの関係でポストイングをさせていただいたところですが、たった今、韓国の国防省の情報として、北朝鮮がミサイルを発射したという一報が入ってまいりました。南の方向に打ち上げたということで、その後の確認を今、国のほうはしているという情報でございます。また詳しく入りましたら、逐次ご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

反保委員長 どうもご報告ありがとうございます。

それでは、12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第72号「平成24年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成24年度一般会計補正予算（第5次）のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

まず歳入予算でございます。

1、町税、2、固定資産税、現年課税分といたしまして、2,608万9,000円を減額補正するものでございます。

内容といたしましては、固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う平成24年度分の過誤

納金として、南海電鉄への返還金相当分の減額でございます。

訴訟関係経費の概要につきましては、この後、歳出におきまして一括して説明させていただきます。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、15、府支出金、2、府補助金、1、総務費府補助金、総務管理費補助金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金としまして274万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 2、民生費府補助金、社会福祉費補助金につきまして、総務費府補助金と同じ補助金としまして100万円を増額補正するものです。

次に、6、教育費府補助金、社会教育費補助金につきましても同じ補助金としまして、淡輪公民館運営費に77万9,000円、青少年センター管理費に100万円、合計177万9,000円を増額するものです。

内容につきましては、それぞれ歳出でご説明させていただきます。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 続きまして、16、財産収入、1、財産運用収入、1、財産貸付収入、土地建物貸付収入といたしまして1,577万3,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園への進出が決定いたしました株式会社ユーラスエナジー岬、合同会社クリスタル・クリア・ソーラーとの土地賃貸借契約の締結に伴う本年度の土地貸付料でございます。

株式会社ユーラスエナジー岬につきましては、平成24年10月18日から平成25年3月31日までの土地貸付料として1,379万8,762円、合同会社クリスタル・クリア・ソーラーにつきましては、平成24年11月7日から平成25年3月31日までの土地貸付料として197万4,883円、合わせて1,577万3,645円を収入するものでございます。

なお、土地貸付収入につきましては歳出でご説明いたしますが、多奈川財産区特別会計繰出金に489万円、多奈川地区多目的公園管理基金に624万7,000円を充当いたします。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 続きまして、17、寄附金、1、寄附金、2ページをお願いいたします。1、岬ゆめ・みらい寄附金170万円の増額補正を行うものです。岬ゆめ・みらい基金に充当いたします。

この寄附金につきましては歳出で補正をお願いいたします地域活性化事業、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催継続をするための趣旨に賛同いただいたことによる寄附金の収入見込み額の増額分などです。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、18、繰入金、1、基金繰入金、財政調整基金といたしまして1億4,497万3,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、固定資産裁判の結審に伴い生じた財政負担につきまして、財政調整基金の取り崩しにより対応を行うものでございます。具体的には、先ほど歳入の町税のところで説明させていただきました固定資産税の土地2,608万9,000円に加えまして、この後、歳出のところで説明させていただきます固定資産税過誤納返還金（裁判分）1億1,888万4,000円、合計1億4,497万3,000円を計上するものでございます。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 続きまして、3、岬ゆめ・みらい基金繰入金100万円の増額補正をするものです。この基金繰入金につきましては、地域活性化事業、全日本ビーチバレー女子選手権大会開催に対する補助金に充当するものです。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、2、特別会計繰入金、4、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして8万7,000円を増額補正を行うものです。

各委員もご承知のとおり、本年11月7日に本町と合同会社クリスタル・クリア・ソーラーとの間で太陽光発電事業に係る土地賃貸借契約を締結したところです。ついては、工事用資材の仮置き場としまして、クリスタル・クリア・ソーラーへの貸付土地の北側に隣接します財産区有地の一部2,500平方メートルを、本年11月7日から平成25年2月28日までの約4カ月間を一時貸し付けすることにより、貸付料は12万5,000円となります。この貸付料は財産区の財産処分に係る配分割合に基づき、このうち町へ49%、多目的公園管理基金へ貸付料の20%、合わせまして8万7,000円を多奈川財産区特別会計より一般会計に繰り入れするものです。なお、貸付料は、他の企業誘致の貸付料と同額の1平方メートル当たり150円となります。

相馬財政改革部財政課長 続きまして、19、繰越金、1、繰越金、前年度繰越金といたしまして2,155万1,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に際しまして、固定資産裁判関係経費を除く必要な財源を、平成23年度決算により生じた繰越金により手当てを行うものでございます。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、20、諸収入、3、雑入、1雑入、消

防団員退職報償金としまして21万4,000円の増額補正をするものでございます。

内容としましては、消防団員の退職に伴う退職報償金としまして、消防団員等公務災害補償等共済基金より1名分の21万4,000円が歳入されるものであります。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして1億6,472万8,000円の補正予算を計上するものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、歳出です。委員会資料の3ページをごらんください。

今回の補正の多くは人件費で占めております。人件費の主な補正の要因は、人事異動に係る調整と、本町が独自に給料カットをしております2%減分の反映でございます。

なお、人件費の備考欄の内訳の読み上げにつきましては、円滑な進行のため省略させていただきます。ご理解をお願い申し上げます。

では、始めさせていただきます。

1、議会費、1、議会費、1、議会費、議会費人件費（一般職）299万5,000円を増額補正するものです。

2、総務費、1、総務管理費、1、一般管理費、一般管理費人件費（特別職）6万円を増額補正するものです。

次に、一般管理費人件費（一般職）2,526万7,000円を増額補正するものです。

この内訳におきましては、備考欄の職員手当等の中に、今年度末退職の申し出のあった1名分の一般職退職手当が含まれております。

次に、一般管理費人件費（一般職任期付職員）172万2,000円を減額補正するものです。

次に、一般管理費人件費（再任用職員）259万5,000円を減額補正するものです。

中田総務部理事兼総務課長 続きまして、4、財産管理費、集会所維持補修費、集会所備品購入費としまして274万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳入でもございますとおり、大阪府の介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を活用し、高齢者、障害者等を地域で支援するため、活動の拠点となる集会所の備品購入に係る補助金を受けるため増額補正を行うものでございます。

なお、補助率は10分の10となっております。本町には住民福祉の向上及び地域の支え合い活動の拠点となる集会所が36カ所ございまして、いきいきサロンやふれあい喫茶など、高齢者や障害のある方々が身近な場所で地域住民、ボランティアと参加者が気楽で

楽しい仲間づくりの場として使用いただいております。このような中で、高齢者や障害のある方々がより安心して使用しやすくするため、委員会資料の11ページにございます淡輪4区集会所をはじめ、ほか22カ所の集会所のトイレ内に緊急通報装置を設置するものです。また、他の13カ所の集会所につきましても現状の設備の状況をお聞きしたところ、現在のところ改修はないものでございます。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 続きまして、多奈川財産区特別会計繰出金として489万円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、歳入でご説明いたしました多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地貸付料のうち、多奈川地区財産区の収入となる額を繰り出すものでございます。多奈川地区多目的公園の企業誘致を行う土地は多奈川地区財産区の所有する土地ですが、町が財産区から土地を借りて、各事業者と土地賃貸借契約を締結いたしております。

土地貸付料につきましては51%を財産区の収入とし、財産区として多目的公園管理基金に積み立てる土地貸付料の20%を差し引いた額を財産区の収入として繰り出すことを定めており、今年度の株式会社ユーラスエナジー岬と合同会社クリスタル・クリア・ソーラーの土地貸付料のうち、多奈川地区財産区の収入となる489万円の繰出額を予算計上するものでございます。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 続きまして、7、企画費、地域活性化事業としまして100万円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、地域活性化事業として本年8月に開催されました全日本ビーチバレー女子選手権大会に対する開催補助を行うものです。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、8、人権啓発費、人権啓発費人件費12万6,000円を減額補正するものです。

2、徴税費、1、税務総務費、税務課人件費537万1,000円を減額補正するものです。

続いて4ページをごらんください。

次に、税務課人件費（一般職任期付職員）33万1,000円を減額補正するものです。

阪本（隆）財政改革部税務課長兼行革推進課長 同じく固定資産税評価審査委員会関連経費といたしまして315万円を増額補正するものであります。

内容といたしまして、固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う顧問弁護士委託料成功報酬相当分でございます。これにつきましても、後ほどご説明いたします。

次に、2、賦課徴収費、町民税過誤納返還金72万8,000円を増額補正するものです。

内容といたしまして、個人法人町民税に係る返還金でございます。個人の修正申告及び法人の中間納付税額の還付件数が当初の見込みより多く発生したことから現計予算に不足が見込まれ、今後、過誤納返還金が発生した場合に備え、増額補正を必要とする状況にあります。よって、今後、年度末までに必要な過誤納返還金の試算を行ったところ、過去3カ年平均10月から3月までですが、72万8,000円の支出が見込まれることから、この金額相当分の増額補正を行うものでございます。

続きまして、固定資産税過誤納返還金1億1,888万4,000円を増額補正するものであります。固定資産税評価額に係る訴訟の結審に伴う過年度分の過誤納金及び還付加算金でございます。内訳といたしまして、平成20年度から23年度までの過年度分の南海電鉄への返還金1億697万8,000円、及びこれに係る還付加算金1,184万2,000円、並びに平成24年度分の還付加算金6万4,000円でございます。

なお、この返還に要する財源につきましては、歳入において説明いたしました平成24年度分の2,608万9,000円の返還額と合わせて1億4,497万3,000円を財政調整基金から繰入金をもって財源とするものでございます。

それでは、本町と南海電鉄との固定資産評価額に係る訴訟の結審に伴う町財政影響額について、その概要をご説明申し上げます。

資料の9ページをごらんください。

みさき公園は、岬町と南海電鉄が共存共栄の精神をもとに、相互の繁栄を図る目的を持って設置された都市公園であります。その後、平成16年4月の都市公園法の改正を契機として、南海電鉄からの申し出を受けてみさき公園のうちゴルフ場部分を都市公園区域から除外、及びみさき公園駅前開発に同意いたしました。この協議結果に基づく基本契約書、第6条により、平成20年度からは都市公園使用料から固定資産税の課税に変更することとなりました。

こうした経緯を経たみさき公園用地に係る平成20年度固定資産評価額に対して、南海電鉄が不服の申し立てを行ったことから訴訟が始まりました。この間に大阪地方裁判所、大阪高等裁判所及び最高裁判所へと訴訟が続き、本年10月16日付で最高裁判所において双方の主張が棄却され、南海電鉄との訴訟が結審いたしました。

平成20年度から24年度までの期間における訴訟に要した費用などにつきましてご説

明いたします。

訴訟費用などを固定資産税還付税額、還付加算金、弁護士費用、訴訟費用、その他資料作成経費に分けて一覧表にしております。まず平成20年度から24年度までの固定資産税還付税額の合計が1億3,306万7,000円、これに係る還付加算金の合計が1,190万6,000円となっております。なお、還付加算金の算出に用いる利率は、下記に記載のとおり地方税法に基づき国が定めた特例基準割合の適用の上、算出を行っております。

また、弁護士費用の合計703万5,000円となっております。弁護士費用のうち、平成24年度315万円は本件訴訟に係る成功報酬となっております。残り210万円、105万円、73万5,000円につきましては、それぞれ大阪地裁、大阪高裁及び最高裁における訴訟着手金でございます。

次に、訴訟費用49万円は、訴状印紙代金及び郵送料であります。その他費用178万5,000円は、みさき公園を仮に宅地造成した場合の開発計画作成委託料でありまして、潰れ地以外の土地の割合を証明するための訴訟資料作成経費であります。

以上、今回の訴訟に係る総支出は1億5,428万3,000円となっております。

また、今回、南海電鉄への固定資産税還付税額、及びこれに係る還付加算金の合計額は1億4,497万3,000円となり、これに係る財源といたしまして、先に説明させていただきましたように、財政調整基金を取り崩すこととしておりますが、今回の固定資産税還付税額のうち括弧内の標準税率相当分の税額1億958万4,000円の75%相当額約8,200万円は、平成25年度以降の地方交付税で補填されるよう、大阪府を通じて国に対して手続を行っております。地方交付税により返還を受けた際には、財政調整基金に改めて積み立てを行う予定であります。

なお、参考に、先ほどからご説明いたしております南海電鉄への還付合計額1億4,497万3,000円の内訳は、平成20年度から23年度までの過年度分に係る還付税額1億697万8,000円、平成20年度から24年度までの還付加算金1,190万6,000円、合計1億1,888万4,000円となっております。これにつきましては当委員会資料の4ページの固定資産過誤納返還金（裁判分）として記載いたしております。

また、平成24年度現年分の還付税額につきましては2,608万9,000円となっており、これにつきましては当委員会資料の1ページ、固定資産税現年課税分の減額として記載いたしておりますので、後ほどご確認のほどよろしく申し上げます。

続きまして、資料の10ページをごらんください。

参考資料といたしまして、都市公園使用料と固定資産税額との比較についてご説明いたします。

今回の訴訟の結審により、みさき公園の土地に係る固定資産税が確定いたしました。これにより、みさき公園に係る固定資産税が下記表2のとおりとなりました。この資料から、平成19年度まで南海電鉄からの都市公園使用料約9,800万円と今回確定したみさき公園に係る固定資産税額を比較いたしますと、平成20年度から1億3,700万、21年度1億3,500万円、22年度1億3,900万円、23年度1億3,400万円、24年度1億2,900万円となっており、また括弧内に記載しております標準税率を適用した場合の税額と比較いたしましても、いずれも平成19年度までの都市公園使用料を上回る税額となっていることを参考としてご報告いたします。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、3、戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費人件費37万5,000円を減額補正するものです。

3、民生費、1、社会福祉費、1、社会福祉総務費、社会福祉人件費684万7,000円を減額補正するものです。

次に、社会福祉費人件費（一般職任期付職員）3万8,000円を増額補正するものです。

2、老人福祉費、老人福祉費人件費16万円を減額補正するものです。

4、老人医療助成費、老人医療人件費27万6,000円を増額補正するものです。

9、文化センター費、文化センター人件費109万7,000円を減額補正するものです。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 文化センター管理費として工事請負費に121万8,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、高齢者や障害のある方々も安全で安心して利用できるように、文化センターのトイレの一部を和式便器から洋式便器への取りかえと手すりを設置するものです。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、2、児童福祉費、1児童福祉総務費、続いて5ページをごらんください。児童福祉総務費人件費967万1,000円を減額補正するものです。

2、児童福祉施設費、保育所人件費718万8,000円を減額補正するものです。

5、簡易心身障害児通園事業費、こぐま園人件費5万7,000円を減額補正するものです。

4、衛生費、1、保健衛生費、1、保健衛生総務費、保健衛生総務費人件費656万1,000円を減額補正するものです。

3、環境衛生費、環境衛生費人件費42万7,000円を減額補正するものです。

6、農林水産業費、1、農業費、1、農業委員会費、農業委員会人件費50万6,000円を減額補正するものです。

2、林業水産業費、1、林業水産業総務費、林業水産業総務費人件費59万1,000円を減額補正するものです。

7、商工費、1、商工費、1、商工総務費、商工総務費人件費172万5,000円を減額補正するものです。

続いて6ページをごらんください。

2、観光費、観光費人件費11万3,000円を減額補正するものです。

8、土木費、1、土木管理費、1、土木総務費、土木総務費人件費346万9,000円を増額補正するものです。

2、道路橋梁費、1、道路橋梁総務費、道路橋梁総務費人件費54万2,000円を減額補正するものです。

4、都市計画費、1、都市計画総務費、都市計画総務費人件費34万8,000円を減額補正するものです。

財源内訳といたしまして、199万6,000円につきましては第二阪和国道用地買収事務受託事業収入を充当し、一般財源として234万4,000円の減額となっております。

次に、第二阪和国道用地取得促進費人件費（一般職任期付職員）17万9,000円を減額補正するものです。

財源内訳といたしまして、全額を第二阪和国道用地買収事務受託事業収入で調整するものです。

次に、第二阪和国道用地取得促進費人件費（再任用職員）19万7,000円を減額補正するものです。

財源内訳といたしまして、全額を第二阪和国道用地買収事務受託事業収入で調整するものです。

5、住宅費、1、住宅管理総務費、住宅管理総務費人件費167万1,000円を減額補正するものです。

末原まちづくり戦略室危機管理担当課長代理 続きまして、9、消防費、1、消防費、1消防総務費、消防総務費としまして1,498万5,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、まず阪南岬消防組合負担金としまして1,483万5,000円を計上しております。これは、阪南岬消防組合の管理市である阪南市において、昨年より平成25年5月31日までの期限つきで実施されていた給与独自減額がされておりましたが、本年11月30日をもって独自減額前の給与に戻すこととしております。

また、本年度におきまして、早期勸奨による退職の申し出が1名ございました。これらのことから、当初予算で計上しておりました給与及び手当等に不足が生じたため、阪南岬消防組合負担金として、構成市町負担分全体額4,569万2,000円のうち岬町分として1,483万5,000円を計上させていただいております。

また、泉州南消防組合負担金としまして15万円を計上しております。本年11月14日に泉州南消防組合設立の許可がありました関係で、今後3市3町による消防広域化にかかわる消防議会などの開催を予定しています。そうした関係の議員報酬及び旅費等の必要経費が生じますので、構成市町が全体の費用を負担割合で按分した額として岬町分15万円を計上させていただいております。

続きまして、7ページをごらんください。

消防団員の退職に伴う退職報償金92万円を増額補正するものでございます。内容につきましては、本年9月30日をもって1名の女性消防団員が退団、また平成25年3月31日付けをもって消防団員の退職予定者1名がでございます。合わせて2名分の退職報償金92万円を計上させていただいております。

財源内訳につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、消防団員等公務災害補償等共済基金より21万4,000円、一般財源70万6,000円でございます。なお、平成25年3月31日をもって退職される消防団員1名分の消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入につきましては、平成25年度の歳入となります。額にしまして68万4,000円が歳入予定となっております。

続きまして、3、水防費、水防団員経費としまして79万5,000円を増額補正を行うものです。内訳としましては、水防団員の出勤報酬74万5,000円と砂代としまして5万円を計上しております。

内容としましては、まず水防団員出動報酬としまして、本年6月21日及び22日の大雨警報に伴う消防団員の出動で延べ120名分でございます。7月7日、同じく大雨警報に伴う出動17名分、また9月30日の台風17号発生での出動76名分、10月17日の大雨警報に伴う出動53名分、合計延べ266名分の出動報酬としまして74万5,000円を計上させていただいております。

また、砂代につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、本年は水防での出動機会が多く、多くの土のうを使用したことから備蓄の土のうが減少しているため、土のう用の砂を購入し、今後の災害に備えておく必要がありますので、砂代購入としまして原材料費5万円を計上させていただいております。

続きまして、4、災害対策費、災害対策人件費としまして27万2,000円の増額補正を行うものでございます。

内容としましては、9月14日から19日にかけての高潮対応としまして、警戒配備に伴う超過勤務手当としまして、超過対象職員4名72時間20万1,000円、及び9月30日に発生しました台風17号により警戒配備に伴う超過勤務手当としまして、超過対象職員6名27時間7万1,000円、合わせて27万2,000円を計上させていただいております。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、10、教育費、1、教育総務費、2、事務局費、事務局人件費1,172万9,000円を減額補正するものです。

次に、事務局人件費（教育長）15万4,000円を増額補正するものです。

福井教育委員会事務局学校教育課長 2、小学校費、小学校管理費としまして203万8,000円を増額補正するものです。

内容としまして、深日小学校及び淡輪小学校で漏水があり、地上に漏水していなかったため漏水調査を行い修理しましたが、発見、修理までの水道代を補正するものです。

続きまして、3、中学校費、中学校管理費としまして63万5,000円を増額補正するものです。

内容としましては、小学校費と同様で、岬中学校で漏水があり、漏水調査を行い修理しましたが、発見、修理までの水道代を補正するものです。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、4、幼稚園費、1、幼稚園費、幼稚園人件費109万7,000円を減額補正するものです。

次に、幼稚園人件費（一般職任期付職員）77万4,000円を減額補正するものです。

5、社会教育費、2、淡輪公民館費、公民館費人件費30万5,000円を減額補正するものです。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 公民館運営費としまして77万9,000円を増額するものです。

内容としましては、老朽化による現在講堂に設置しております音響設備の機能が著しく低下しておりますので、これを更新するものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、4、青少年センター費、青少年センター人件費154万8,000円を減額補正するものです。

一本教育委員会事務局理事兼文化センター所長 青少年センター管理費として、工事請負費に116万1,000円を増額補正するものです。

主な内容につきましては、各種団体の方々が多目的に利用されております1階会議室のエアコンの取りかえと、和式便器を一部、洋式便器に取りかえるものでございます。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 続きまして、6、保健体育費、2、共同調理場費、共同調理場費人件費28万8,000円を減額補正するものです。

福井教育委員会事務局学校教育課長 6、保健体育費、共同調理場管理費としまして、燃料費を67万5,000円の増額補正するものです。

内容としまして、給食センター及び中学校給食調理場における燃料であるLPガスが、ことし4月より各燃料価格の高騰により値上げの要望があり、通常の相場と照らし合わせたところ、当初見込んでいた金額ではかけ離れていると判断し、補正するものです。

同じく、共同調理場維持補修費としまして、修繕料61万7,000円の増額補正をするものです。

内容としまして、給食センター内の調理用排水浄化槽がある地下ピットで、吸気及び排気ファンが故障していて、大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課の立入検査が10月17日に行われ、月2回の管理清掃をするには修理する必要がある旨の改善指導に基づき修繕するものです。

西まちづくり戦略室副理事兼企業誘致担当課長 続きまして、13、諸支出金、1、基金費、5、多奈川地区多目的公園管理基金費、多奈川地区多目的公園管理基金費として629万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、多奈川地区多目的公園の企業誘致に伴う土地貸付料のうち、多目的公園管理基金に積み立てる額を補正するものでございます。多奈川地区多目的公園の

維持管理費を賄うため、多目的公園の土地収入のうち、財産区は土地収入の20%、町は町の収入となる額の40%を管理基金に積み立てることを定めており、今年度の株式会社ユーラスエナジー岬と合同会社クリスタル・クリア・ソーラーの土地貸付料の基金への積立額として624万7,000円を、また資材仮置き場用地としての一時貸し付けによる多奈川地区財産区からの基金積立分として繰り入れられた5万円、合わせて629万7,000円を予算計上するものでございます。

早野まちづくり戦略室副理事兼企画担当課長 続きまして、6、岬ゆめ・みらい基金費170万円の増額補正をお願いするものです。

岬ゆめ・みらい寄附金の収入見込み額の増額による基金積立の増額を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、1億3,160万2,000円の増額補正を行うものです。

反保委員長 質疑の前に、谷下危機管理監からご報告があります。どうぞ。

谷下危機管理監 先ほどの北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射に関連した情報が入ってまいりましたので、ご報告させていただきます。

平壤の東倉里にある発射台から9時49分に発射されました。沖縄上空を10時1分に通過したということでございます。それから、第2段目の落下物は10時5分にフィリピンの東約300キロメートルの太平洋に落下したという情報が入っております。一応、当初北朝鮮が予定しておりました飛行ルートに沿った形になっているというふうに推測されております。

反保委員長 どうもありがとうございます。

それでは、先ほどの説明に対しまして質疑はございませんか。

奥野委員。

奥野委員 ちょっと1点だけ改めて確認したいことがあるんですが、南海との訴訟の件ですけれども、判決的には一審から高裁へかわって、最高裁で棄却され、高裁の判決が最終判決ということになり、結果的には都市公園使用料と固定資産税との、少し上回った数字で、お互いに勝った負けたというのではなくて、いい判決をいただいたのかなと私は思っています。今後、共存共栄でやる上で大変よかったと思います。

そこでちょっと改めて、白井部長にもお聞きしたいんですけども、判決としてこれは結構なんですけど、もう一度さかのぼって、平成19年に基本契約を結ばれたときに、当然南海の社長といろいろ細かなことも契約で書類としてやってられるんですよね。そこで、

今回の固定資産税も含めて、担当課同士も含めて、いろいろと数字的な話もされた上で今回こういう裁判になったという、それはわかるんですが、きちっとその話を契約しながら、なぜ南海が手のひらを返したような裁判になったのか、その辺をもう一度確認しておきたいと思うのです。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 南海との訴訟につきましては、今ご説明申し上げたとおり、平成19年6月に締結いたしました基本契約書の第6条に基づきまして都市公園使用料に替え、固定資産税を課税するという内容の文書でございます。これを踏まえまして平成20年度から固定資産税を課税することになりましたが、課税につきましてはあくまでも地方税法に基づきまして、具体的には地方税法に定めます固定資産評価基準がございますので、この評価基準に基づきまして遊園地並びにゴルフ場につきまして評価を行ったところでございます。

あくまでも町は、この評価基準に基づいて評価したものでございまして、具体的に南海と今後、固定資産税はこの金額になりますよというような合わせというのは全くございません。あくまでも地方税法に基づきまして評価した内容を南海に通知申し上げて、そしてその通知額に対して南海電鉄は不服があるということで、固定資産評価審査委員会に申し立てたを行ったことによりまして訴訟がスタートしたものでございます。基本契約に基づきまして固定資産税は課税しますが、固定資産税の額を、例えば、公園使用料等を踏まえた上で幾らにしますとか、そんな話は全くございません。あくまでも評価基準に基づきまして粛々と評価額を決定し、税額を算出したところでございますので、その経過をご理解願いたいと思います。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 今、白井部長のご答弁をいただきましたけれど、私の認識というか、皆さんもそうだと思うんですが、事前に担当課同士で数字的な話もされたというふうにみんな認識していると私は思っているんですが、それとは違うということですね。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今回のみさき公園用地にかかわります固定資産税につきましては、あくまでも先ほど申し上げましたとおり、固定資産評価基準に基づいて行ったものでございまして、この評価基準に基づきまして、このような評価になる旨を、例えば、遊園地につきましては雑種地の評価方法をいたしました。そして、ゴルフ場につきましては、ゴル

フ場用地の評価方法示す通知と国通知がありますので、それを踏まえた上で評価させていただきました。こうした評価の方法につきましては、何回も南海の担当者とは説明いたしました。固定資産税の金額等につきましては、話し合いを行ったことがございません。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 少しややこしい話になっていますけれど、課税の仕方は相談したけれど、税額は相談していない、ちょっとおかしい話やと思うんですが。当然課税の仕方イコール金額がどれだけという数字になろうかと思うんですが、そういう話じゃないということですね。もう一回聞きますけれども。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 南海電鉄に対しては、あくまでも評価方法につきましては、3回か4回にかけまして、その内容につきまして詳しく担当の部長並びに課長に説明させていただきました。そして、そのときに当然評価額を決定いたしますと税額も自動的に計算されますので、その額について南海は不服を、少し高いのではないかという旨の不服の申し立てを行いたい旨について、私は何かお聞きしました。しかし、評価する段階におきましては、具体的に南海電鉄に対してこのような方法でやりますよということを説明しましたが、固定資産税額につきまして協議してはおりません。

あくまで評価した結果を通知し、その内容を踏まえて初めて南海との間で協議を行ったということでございますので、ご理解願いたいと思います。

反保委員長 奥野委員。

奥野委員 何か私、まだ理解に苦しみますけれども、実際評価して、課税、これだけの数字になる、担当者で話、当然されるべきやと思いますけれども、それはしてなかったということですが、それを先にやっておけばここに至らなかったのか、結果どうなるかわからないですけれども、そこに至らなかったのかなど。裁判の費用とか、要らない弁護士さんの費用、いろんな凶面、1,000万円弱の経費がいつているわけですから、そこできちっと事前に話し合いというか、数字的なものも含めてやれば、ここに、大きな、こんなに最高裁まで行くようなことはなかったのかなど、これは結果論ですけれども。

そのあたり、やはり担当課として今後大きなプロジェクトもこれからいろいろ控えていると思いますし、その辺を十分注意していただいた上でやっていただきたいということで、これは質問じゃないです、要望です。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 今回の訴訟の争点となった評価方法につきましてももう少し、説明させていただいたと思います。今回の訴訟になりました一番の問題といたしますのは、先ほど申し上げたとおり、国の評価基準に基づきまして評価したことは説明いたしましたが、その評価基準におきまして、具体的な取り扱いを明確にその中に示されていなかったことが今回の訴訟の始まりでございます。具体的に申し上げますと、遊園地を評価する場合につきましては、周辺の宅地から比準して評価を求めていることになってはいますが、その周辺宅地の比準額をどのようにして求めるのか。町といたしましては、公園用地については、国道26号線に接しておりますので、国道26号線の路線価をもってして評価すべきであると判断したわけですが、南海電鉄は周辺の数箇所の宅地の平均価格をもって近傍価格とすべきという主張がございました。

最終的には、裁判所は、岬町と南海の主張の両方の意見をとった内容となっておりますが、このような具体的な取り扱いについて記載していなかったことが大きな要因でございます。

もう1点、ゴルフ場評価において、潰れ地以外の土地の割合の問題です。これにつきましては、60%、50%と議論がありました。最終的には、町の主張どおり60%になりました。この60%の割合につきましても、具体的に判断する基準がなければ50%を使用することが原則です。しかし、地域の特性に応じてその率を変更しても構いませんという基準を自主的に決定する内容でありましたので、町といたしましては、みさき公園の立地条件から申し上げて、そんなに大きな潰れ地は発生しないのではないかとということで、60%という原則より10%高い率を使いました。それは裁判所にて認めていただきました。

あと、遊園地の評価の問題につきましては、今回のような広大な遊園地につきましては、原則として評価方法は雑種地で評価するようになってはいますが、具体的にどのような雑種地の形で評価するのかということについては明確に規定しておりませんので、町といたしましては評価基準に沿った宅地に準じた純粋な雑種地として評価したわけですが、ただ裁判所としては、ゴルフ場に隣接している。また、ゴルフ場に準じた広大な面積を有しているということもあまして、ゴルフ場評価と同じ方法で評価するほうが適切ではないかという判断が下されました。

こうしたことから、もう少し国において、評価基準の内容をもっと明確になっていけば、この訴訟も起こらなかった可能性が高いと考えられます。そうした理由もございまして訴

訟が長期化に及んだ主な要因とも考えられます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 関連でよろしいですか。今回最高裁で判決をいただいて、その中身等々を確認したんですけれど、これは当然真摯に受けとめるべきと思うんです。やはり公でそういう裁断をされたということは、当然瑕疵もないし間違いもないということですよ。

もともと、固定資産税をかけるに当たって、昔は使用料という経緯があつて、その使用料をずっといただいていた。しかし、南海は都市公園を外してくれと、そういう流れの中で議会もいろいろ経緯があつて、だまされた部分もあるんですけれど、やむを得ず都市公園条例を外したというところから問題が波及していると思うんです。

本来、使用料というのはおかしい問題であつて、やはり正規に課税をすべきという問題。その中で中身は私、知りませんが、聞き及んだ話では、やはり相手方もまけてくれと、そういう交渉はあつたと思うんです。しかし、税をまけろとかを言うのが本来非常識的な行為ですね。やはり課税するのは、町のほうが課税権を持っていますし、そんなんで使用料のいきさつがあるから税をまけてくれということは、そういうことも多々あると思うんですけれど、やはりそれは都市公園条例を外した、まだそれ以上に税金をまけろと、盗人たけだけしいような感じですよ。そして、やむを得ず訴訟に入つたと、そういう経過があるわけですよ。

そして、まだ付録に、思惑の駅前整備等の部分を申し入れておきながら何ら実行されていない。去年も超党派で本社のほうに行ってきたのですが、それ以降、1回か2回、来たと思うんですけれども、そういう会社に対して、あそこは評価額が高いとかと言うけど、あそこは結構風光明媚な、場所的には田舎の山の中じゃないんですわ。結局海もあり、風光明媚な付加価値の高い土地ですわ、私から見ましたら。それに対して今回の最高裁の判決は妥当な判決をしていただいたなど、かように思いますので、課税に対しては何ら住民代表として別に問題ないと思いますので、その点の整理だけです。

ということで、今回そういう訴訟をしたのが間違いでないということをやっぱり言っておかないと、先方が気に入らないからけんかを売ってきたのであつて、売られたけんかは買うべきと、かように思います。これは歴史的にいろいろある、事情がある裁判闘争の結末ですので、まだまだ残された駅前整備等については今後また議会からでも約束を守ってくださいと申し入れる時期が来れば行きたいと思っています。やっぱり約束は破るのではなくて、最後まで守るのが約束です。ということで、一応私は正当な課税であつたと、かよ

うに思っていますので、参考までに申し上げます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 この件については、4年間にまたがる訴訟の問題で、大変議会の皆さん方にはいろいろとご迷惑をおかけしたかなと思っております。結果等についてはもう既にその都度議会の皆さん方にご報告いたしております。今回、この内容については岬だよりの1月号で報告する予定になってはいますが、わかりづらい点があるかと思っておりますけども、住民の皆様にも情報開示をおこないます。

それで、今、奥野委員からもいろいろご指摘がありましたけれども、決してこれは担当課が一存で決めたわけでもなくて、これは政治的な決着もあったかなと、このように思います。また、議会の皆さん方のご同意を得た経過というものもありますし、そんな中で先ほど田島委員がおっしゃるように、使用料にかわり、今度は固定資産税という形になっておりますので、その辺の固定資産税の税率の問題は多少あるかと思っておりますが、今回は都市公園という大きな網を外した、大阪ゴルフの網を外したという経過は、これは横に置いていただいて、今後は正規の固定資産税として明確にはっきりした答えが出たかなと、このように思っております。

そのような中で過日、12月6日だったと思うんですけども、南海の亘社長さんが本庁にお見えになりまして、年末のご挨拶という形でおいでいただきました。そこで、私も過去のいろんないきさつがございますので、特に基本協定、またそういったもろもろの約束事について一度一緒になって整理をしたいと、このように申し上げます。一応年末の挨拶でしたので、あえて中身には触れておりません。今後、議会の皆さん方もご要望していただいておりますので、そのことも含めて今後皆様方にご報告しながら、南海さんとの良好な関係を、今後は新たな関係をつくっていきたいと思っておりますので、一応この裁判については、町としては使用料にかわる固定資産税としては約400万円程度のプラスがあったかなと思っておりますので、その点はひとつ議会の皆さん方のご理解を賜りたいと思っております。

反保委員長 ほかにございませんか。

川端委員。

川端委員 8ページの公民館費運営費の介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金を充当して機械器具費（講堂音響設備）に77万9,000円のところで、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金という名目からして、ほかのところでは改修工事、つ

まり例えば、この下のところに青少年センター改修工事とかとして、また手前のページでも改修という形でしているから、名目からしてこういう音響設備に使えるものだったんですね。名前からして改修とか、そういうのしかあかんのかなと思うのが、こうした音響設備なんかもいけるということですか。やっぱりそれも介護に何か関係あるからですか。

反保委員長 天野館長。

天野教育委員会事務局淡輪公民館長 この事業につきましては、取りまとめ課が介護福祉課のほうになっておりまして、その中で公民館のほうにも問い合わせがございまして、備品購入費なども該当するというので、公民館についております音響設備はかなり古いものでございますので、不良箇所があると使用されている住民さんや団体の方からご要望がありましたので、これを今回上げさせていただきました。

川端委員 それは確かに使えるから、この音響設備もやっぱり何か介護に関連させていけるというところなんでしょうね。

反保委員長 古谷教育次長。

古谷教育次長 介護基盤緊急整備等臨時特例基金というところからの補助金なんですけれども、要は高齢者の集まる場所とか、そういう活動の場所で、高齢者が活動しやすい、集まりやすいように。具体的には、和式トイレを洋式にする場所もありますし、例えば、今回は公民館であれば、そういうところよりホールの音響を直したほうがいいという選択をさせていただいているわけで、大阪府の内示もいただいて予算化しているということでご理解いただきたいと思います。

川端委員 高齢者の方が生き生きと生活していけるようにというところからですね。わかりました。

それはわかったんですけれ、あと補修のところで、やはり公民館が出てきたから公民館の耐震対策、災害対策というところに私も思ってきたんですが、今、岬町内も、この前も厚生委員会で町営住宅の建てかえ、事業委員会で出てきていましたけれど、また体育館の天井のことも出てきていましたけれども、やっぱりこうして岬町内、結構大きな建物についてはそうした耐震対策、災害対策に一つずつ着手していった中であって、あと考えたら残るのが淡輪公民館については、耐震対策、災害対策についての着手というところが全然まだ私の中では見えてこないなというものがあるんですが、これ、ほっておけないと思うんです。

反保委員長 古谷次長。

古谷教育次長 内部で全庁的に建築関係とか、企画関係の職員も集めまして検討しておるところで

ございます。公民館、いろいろ改めて施設を見せていただくと、建設当時は子育て支援室とか老人室とかがありまして、いろんな機能を盛り込んで当時は建てたんだなということを確認しました。

今後、確かにおっしゃるとおり、そもそも老朽化が著しいということで庁内でも検討しているところでございます。必要な機能をまず整理しようじゃないかということを考えておりまして、現段階で必要な機能がいろいろ事業をする上での貸し館の機能、それと図書館の機能がある。もう1つはホールの機能がある。この3つの機能は何とか町としても確保していかないといけないということを確認しているところでございます。

この機能を既存の集会所なり、また他の施設へ持っていくのか、また現在の公民館を耐震化なり改修して長寿命化を図ってしていくのか、あらかたの概算も現在着手しておりまして、その辺の動向も見ながら、また財政状況を見ながら方向づけていきたいなと検討しているところでございます。

反保委員長 田代町長。

田代町長 政策的なこともありますので、私のほうから補足的に説明させていただきます。

淡輪公民館のあり方検討委員会というのを、今、古谷教育次長のほうから説明があったとおり、庁内の関係部署が寄って、2月10日から、10日、2月29日とまた4月13日、これ3回、これに対しての検討会議を開いております。そんな中で要点としては、まず建てかえ、それから現公民館の改修、そして代替施設への移転という3点の方向性は一応そういった検討を行っております。

ただ、ネックになるのが、空調設備が年に二百二、三十万円の経費がかかっております。リース期間がまだ大分ありますので、これをどうするかという中身の検討も行っております。いろいろと今後、耐震化も含めた中で検討していかなければならないということがあります。

要は、優先順位でいきますと、やはり入居されている公営住宅が耐震化しなければならない、法律に準じてやらないといけないので、優先しております。次に、やはり川端委員さんがおっしゃるように、これは地元の、岬町としては文化、歴史をやっぴり継承していくためにこの施設というのは非常に大事な施設であるかと思えます。ただ、高台にあるということと高齢化が進んでおるとのことやら、耐震化に乏しいという問題もあって、今後これを十分検討した中で、外部団体の方も入れて検討委員会等を設置して、今後、どのような、この施設の方向性を出すかということを検討してまいりたいと思っておりますので、い

ましばらく時間をいただきたいと思っております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 なかなか建てかえるといっても本当に順番があり、町長がおっしゃるようにお金の問題もありますし厳しいと思います。それは、住民の皆さんは、例えば文化祭も2カ所に分けて1カ所でできたらいいのになどいろんなことを言われて、それには建てかえるのが一番かなと思うけれども、現実にはそう簡単にいかないということもありますが、やはり、このことをずっと皆さんはどうなるか、どうなるかと言われているので、具体的にどうなるという方向性を大体いつごろに示せるのかということをお聞きしたい。

反保委員長 町長。

田代町長 場所、例えば町有地が適当な場所にあればいいんですけども、今のところ淡輪のプールの跡地とか、そういったところに一部限られている場所で、その辺でいいのかどうかというのでも検討する必要があります。

私は、南海さんとの今後覚書等の中で含めて、できれば南海さんの協力を得て共同歩調で、今言った文化施設、図書館等どうしても必要な問題もありますけれども、財政的なものが一番先になりますから、そういったことも含めて、できれば早い時期に検討で結果を出していきたいと思っております。

まず外部委員会を立ち上げて、そしてそこでいろんな方の意見を聞きたいと思っております。外部委員会は、できれば24年度内に外部委員会を立ち上げる方向性で進めたいなと。今、内部で、庁舎内でやっていますので、その辺がまとまれば外部委員会のほうへまた検討委員会を持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

反保委員長 川端委員。

川端委員 いろんなPFIとか、いろんな形を導入して、何とか駐車場も広くて、うまくいったらいいなというのが本当に夢というのか、要望です。

反保委員長 要望で。

田島委員。

田島委員 まず2点ちょっと確認したいんです。

予算書を見たら、各区分オンパレードで三角印の減額ばかりですけど、この分についてまず1点目。減額するに当たって、恐らく組合との労使交渉は終えていると思うんです。終えた上での話と思うんですけども、状況がわかっただけならまず説明していただきたい。もう1点が、3ページの管理費人件費で、退職者1名分の2,526万7,000円。来

年度に向けても何名ぐらいの退職者を予測されているのか。あと、退職された後、その方の補充の施策はどのように考えているのか、その部分。でないと、採用に向けての作業も時間的にないと思うんですけれども、その部分の説明を求めます。この2点、説明を求めたいと思います。

反保委員長 以上、2点の説明。

今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 減額の方につきましては、この3月の議会で給与カットの条例が可決されておりますので、当初予算からの減額となっております。

田島委員 組合との交渉の状況がわかったら。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 組合との交渉ですけれども、現在の条例では、給料のカットにつきまして、3月末期限になっておりますので、今後、3月末に向けまして次年度の協議に入っていく予定でございます。

田島委員 退職者のほう。

反保委員長 退職者の後、どうするのか。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 退職補充につきましては、現在、ことし3名の退職者が定年退職者として出ております。それプラス、定年退職以外の自己都合退職者として1名、4名の退職として出ておりますので、次年度の採用試験に向けまして準備しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 準備も予算も伴うことですし、採用の作業も必要やし、それは必ず準備していますんやね。

反保委員長 今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 その予算につきましては、今年度予算で対応していく予定でございます。

田島委員 結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 参考までにお聞きするんですけれど、今回、人件費にかかわっては人事異動と町独自の2%カットということで。町独自の2%カットによる、今回の議案にのっているもの、町独自の2%カットの分の合計を参考までにお聞きしておきたいと思います。

反保委員長 今坂課長。

今坂まちづくり戦略室秘書人事担当課長 2%カット分、一般会計ベースとしまして約1,880万円の減額となっております。

反保委員長 いいですか。ほかにございませんか。

田島委員。

田島委員 申しわけない。あと2点ほど確認したいんですけども、まずこれは8ページになるのかな、保健体育費の中で、燃料費の部分で今、LPガスの部分を説明していただいたんですけども、聞き及んでいるところでは、共同調理場の場合はオール電化と聞いているんですけどね。中学校の部分についてはいたし方がないんですけども、説明どおり燃料費の値上げでやむを得ずですけども。オール電化でそういうガスを使っているのか、まずその説明をお願いします。

反保委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 給食センターにつきましては、オール電化ではございません。ボイラーについてはLPガスを使用しております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 僕は、発電所が近いから全部オール電化にしたのかなと、そういうふうに勝手な判断をしていたのですが、LPガス、これはやむを得ませんわな、社会事情で。ということで、結構安全安心な調理をするためには必要と思うんです。

今、給食を必要とする生徒さんが何名ぐらいおられて、そして中学校の部分を共同調理場で一括でそういう賄いができないのか、その部分について、まず何名の生徒がおるか説明していただいて、最後に町長にお聞きしたいんですけども、統合、一括でやれば、いろんな部分で安くなるということに思うんですけども、最終的に町長に中学校共同調理場の統合をしていただきたいなという、どういう考えを持っているか。まず生徒数を教えてください。

反保委員長 教育次長。

古谷教育次長 生徒数というか、調理数を学校の先生の分も含めてつくっておりますので、あらかたの数字を申し上げますと、給食センターでは約1,000食を少し切ったぐらいで、少し子どもの数も減ってきているなというところがございます。それから、中学校は、先生も含めて約500食をつくっているというところがございます。

ご質問の趣旨は統合ということを検討してはどうかということでございますので、給食

センターの調理能力は公称で約1,500食という状況だということで作られたと聞いております。現在約1,500食をつくっておりますので、今後の少子化のことや、児童生徒数の減少などを考え合わせますと、統合としては可能性が当然出てくるなと考えております。

ただ、もともと中学校は単独調理をつくるということが前提で給食センターを設計してつくっています。したがって、中学校の分もあわせてつくるとなりますと、洗う施設とか、そういう物を運ぶところのスペースとか、保管庫など、もともとスペースがありませんので、仮にあわせてするとしても1,000万円単位の改装費なりがかかる。また、運んでいくとなりますと、時間的なこともありますし、車も必要になりますし、人件費なりもかかってくる。そういうことは必要になってくるかなと考えているところでございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 今、教育次長、いみじくも、少子化、これ、歯どめがかけられないと思うんですね。ですから、ことしも深日小なんかは1年生が19名入学。だんだん生徒が少なくなっているんです。そして、今すぐとは言いません、やはり将来的に少子化に向けた施策をしておかないと、一般家庭で言ったら台所、冷蔵庫等々が2つ持っているというような感じになるので、できればこれからの時代は少子化に向けた施策をしておかないと、いつまでたっても二重世帯みたいな感じになりますので。これは住民もやっぱり感じている方もおると思いますので。やっぱり安全、安心な一極集中型でそういうものをつくっていただきたい。

ただ、移動とか、そういう改修とかいろいろ、今、教育次長が言ったとおり、予算は伴いますけれども、将来展望を考えたらやはり早々に一極化してやったほうがいいと思うんです。これは、前の前々町長の発案で給食センターをオール電化でつくったんですけど、今、現町長の考えとしてお聞きしたいので、ひとつ。町長、どうですか、統合について。

反保委員長 田代町長。

田代町長 幼稚園、小学校、中学校、また保育所も含めて給食の問題が、今後人件費等も含めて検討しなければならない時期に来ていると思っております。その中で、今、担当の古谷教育次長から説明があったとおり、今の給食センターは大体1,500食を対応できるだけの施設であります。現在1,000食を少し切ったところかなと思っております。

ですから、中学校については以前にも申し上げましたとおり、非常に統合することは難しいということは職員等の身分の問題もいろいろありますし、スペース的にはどうかとい

う問題があるんですが、それはまだ細かい計算をしておりませんが、まず私の考え方は、人口減少、特に少子化が進む中で、なかなかおっしゃるとおり歯どめがかからないということなので。やはり地域ごとに学校が3校あるわけですから、地域ごとに保育所も同じような形で地域の皆さん方に支えられて保育行政また学校教育行政をやっていくというのが我がまちの一番の特色とっております。

そのためには、やはり多奈川保育所は、今現在多奈川小学校に併設いたしております。そんな中で、できれば幼小、幼保、保小という形で今後は地域ごとに進めていく課題が大きいかと思っております。

ただ、給食センターについては、今、これは正式ではございませんが、一応検討の検討になるかと思うんですが、今、保育所の給食センターで統合してやれないかということを示唆いたしております。といいますのは、500食余っているわけです。当然ゼロ歳児とか、アレルギーというのはこれまた特別にメニューが要るわけで、この辺は少し検討する必要があるかなと思います。それ以外については、給食は、小学校の給食も同等の栄養価値のあるものだ聞いておりますので、できれば今ある狭い深日の保育所の一角、また子育てのところで調理をやっていただいていますのを、これ以上に、最近猛暑が続いている関係上どうしても冷房装置が非常に厳しくて、なかなかそこで働く方の労働が大変ということを実感しておりますので、できれば給食センターに一括して統合してやれるほうを、今、検討している最中であります。

将来にわたっては、保育所の給食は、現在多奈川は特区を申請しておりますので、深日も淡輪も特区申請をして、3つの保育所を特区式にすれば、いわばセンターから配送して配膳することで法律的にクリアできると思っておりますので、そういう方向を考えていきたいと思っております。ただ、これはまだ検討の検討の最中ですので、はっきりとしたことは言えませんが、一応そういう検討をやっているということだけはご理解賜りたい。

中学校については、非常に難しい。いわば先ほど担当が言ったように、容器の保管やいろんな施設の改装費がかなり要るのではないかなというのが思われます。現在の保育所については、膨大な改装の費用は要らないように私は思っておりますので、なるべくお金のかからない方法で統合をやっていくほうを考えていきたいと思っております。

反保委員長 田島委員。

田島委員 一度に何もかもするということはできないと思いますから。町長がおっしゃったとおり、やはりまずできるところから、保育所からでもそういうぐあいに安心安全な給食をつくれ

る場所をつくってあげてほしいなど、かように思います。

そして、町長も統合した場合、職員の身分のこと。これはやっぱり仕事量がふえるから、必要な分は職員の身分保障もしていただきたいということも立場上言っておきます。

そして、あと1点だけ、確認ですけれども、9ページの南海電鉄訴訟に伴う影響の説明資料の裏面の一番最後で、注2の中で、大阪ゴルフ敷地内のクラブハウスに係る固定資産税（家屋及び償却資産）は南海大阪。これ、含まないというんですけれども、この経緯から言ったら、前のパブリックの大阪ゴルフ場のときに建てたもの、これは銀行からお金を借りて大阪ゴルフ場が建てたように聞き及んでいるんですけれども、この部分はやはり、外す理由というのはちょっとまだわからないのですけれども、またわかったら説明してほしいんです。なぜ外さないといけないのか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 大阪ゴルフ場の中にありますクラブハウス、これにつきましては従来の都市公園使用料から外すという経緯がございます。ご承知のとおり、固定資産税の課税は、所有者に対して課税することが原則ですので、クラブハウスについてはこの資料に書いておりますとおり、南海大阪ゴルフクラブという会社の所有であったということで、その経緯については、私も詳しく知らない状況にあります。このクラブハウスを除いた以外土地・家屋などについては、都市公園使用料の対象にするということで取扱ってきた経緯がございますので、今回におきましても、公園使用料から固定資産税にかえるときも、このクラブハウスにつきましては、当然所有者の名義が違いますので、別々に課税する必要もありまして、引き続き南海電鉄とは違う所有者ということで分離して課税している経緯がございます。

反保委員長 田島委員。

田島委員 当時は、大阪ゴルフクラブがお金を借りて、建設されたということですので、これを外すのがどうも私なりに理解しかねるんですが、どんなものですか。

反保委員長 白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 先ほど申し上げたとおり、固定資産税は所有者に対して課税を行いますので、このクラブハウスにつきましては、株式会社南海大阪ゴルフクラブの所有でございます。また、登記をされております。それ以外の土地などにつきましては、南海電鉄、一部近鉄もございますけれども、それらについては、今回公園使用料から固定資産税にかわって課税させていただいた状況にありますので、ご理解願いたいと思います。

反保委員長 よろしいですか。

田島委員 結構です。わかりました。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。賛成でしょうか、反対でしょうか。

中原委員 悩ましいですけど、賛成できないと。

反保委員長 反対。

中原委員 そうなりますわね。

いいですか。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 本件につきましては、補助金を積極的に活用されて、かなりの公的な施設における改修にも積極的に取り組まれて、そういった努力も感じているところではあるんですけども、先ほどお聞きしました町独自の給与カットの影響の大きさを考えるとやはり不安を感じる場所でありまして、職員の皆さんの労働意欲の問題ですとか、職員も岬町内外にかかわらず、やはり消費者という立場でもありますので、そういったところを考えると地域経済の活性化に逆行するんじゃないかとか、またそれが民間給与にも影響を及ぼすんじゃないかとか、いろんなことを感じまして、組合との交渉の結果ということで3月議会のときにも確認されているところでもありますけれども、その決断については尊重するものであるのですが、やはりいろんな面で心配が大きいなというふうに感じざるを得ないと思っています。

また、組合との交渉についてはまた今後の課題も残されているところでもありますので、丁寧な話し合いを進めていただきたいと、このことについては要望しておきたいということと、それから、賛成しかねるという結論に達した1つとして、消防の広域化にかかわる予算化も含まれているということもあわせて申し上げて、賛同しかねるということをお伝えしたいと思います。

反保委員長 次に、賛成討論はございますか。

田島委員。

田島委員 私は質問に対して答弁していただいて理解した上での賛成討論ですけれども、今後もやっぱり先ほど申し上げたとおり、退職者の補充施策等々をお約束していただいたので、給与の減額等については指揮能力の低下となるんですけれども、これは今の財政事情から見たら当然やむを得んと。しかしながら、労働者の権利を奪うようなことを、2%カットですが、これは会社で言えば会社があつて従業員という考えを持っていますので、労使交渉は怠りなくやっていただけるということを答弁いただいて確信しましたので、苦渋の選択で賛成したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第72号「平成24年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第72号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第76号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

中田総務部理事兼総務課長 委員会資料の12ページをごらんください。

平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきましてご説明申し上げます。

まず歳入です。

1、財産収入、1、財産運用収入、2、財産貸付収入、土地貸付収入としまして12万6,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、企業誘致用地の一部を太陽光発電所建設に伴う工事用資材の仮置き場としまして、合同会社クリスタル・クリア・ソーラーに一時貸し付けする貸付料12万6,000円を財産区基金費及び繰入金に充当するものです。

続きまして、3、繰入金、2、一般会計繰入金、1、一般会計繰入金としまして489万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、太陽光発電事業者への土地貸付料の51%から、多目的公園管理基金への積立金20%を差し引いた489万円を一般会計から繰り入れられ、全額を財産区基金費に充当するものです。

次に、歳出です。

2、諸支出金、1、基金費、1、多奈川地区財産区基金費としまして492万9,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、工事用資材の仮置き場に伴う貸付料の51%から多目的公園管理基金への積立金20%を差し引いた額の3万9,000円、及び歳入でもございます一般会計からの繰入金489万円、合わせまして492万9,000円を財産区基金費に積み立てするものです。

続きまして、2、繰出金、1、繰出金としまして8万7,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、工事用資材の仮置き場に伴う貸付料のうち、町へ49%、及び多目的公園管理基金へ20%、合わせまして8万7,000円を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分、計といたしまして501万6,000円です。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑がないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号「平成24年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第76号は、本委員会において可決されました。

議案第82号「阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件」を議

題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。

中原委員 かねてから消防の広域化には賛同しかねる立場を申し上げてきたところでありまして、そういった趣旨から賛同しかねるというものであります。

反保委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第82号「阪南岬消防組合の解散及び解散に伴う財産処分に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第82号は、本委員会において可決されました。

議案第83号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。

中原委員 本件については、期日の変更といった、小さなことのように感じるんですけども、この大もとにある消防の広域化という考え方について異議を感じるものでありますので、賛同しかねる立場であります。

反保委員長 次に、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第83号「泉州南消防組合規約の変更に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第83号は、本委員会において可決されました。

議案第84号「岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

白井部長。

白井総務部長兼財政改革部長 岬町暴力団等の排除に関する条例の概要につきましては、資料の21ページ及び22ページに記載しております。また、先の本会議におきましても、この条例の概要を説明させていただきました。その説明の中で、暴力団密接関係者及び不当要求行為につきましては規則で定めると、説明させていただきました。この規則で定める内容につきましては、資料の23ページ及び24ページに記載しておりますので、その内容を簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず条例の第2条第3号では、暴力団密接関係者とは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものと規定しておりまして、資料23ページの条例施行規則の第3条におきまして、具体的に暴力団密接関係者とは、どのような者が暴力団密接関係者に該当するのかを規定しております。

まず第3条をご覧ください。まず第1号では、自己若しくは第三者の利益を図り、または第三者に損害を加える目的で暴力団または暴力団員を利用した者としております。

また、第2号におきましては、暴力団の威力を利用する目的で、または暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団または暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益または役

務の提供をした者としております。

また、第3号では、暴力団または暴力団員に対し、暴力団の活動を助成し、または暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益を供与した者としております。

また、第4号では、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者としております。

また、第5号では、事業者においては、アからエまでに規定する事業者の役員が暴力団員に該当する、または先ほども説明いたしました第1号から第4号までのいずれかに該当する者としております。

また、第6号におきましては、暴力団密接関係者に該当すると知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約を締結した事業者としております。こうした者が暴力団密接関係者になるとしております。

そして、具体的にどのようなことが事例に該当するのかということにつきましては、大阪府警のホームページにおいて具体的に記載しておりまして、その内容を説明させていただきますと、まず建設工事の下請参入に暴力団または暴力団員等を利用した者、暴力団との関係を誇示して暴力的不法行為を行った者、工事現場周辺の住民の反対運動を暴力団威力によって解決するために、または解決したことの見返りに暴力団、暴力団員に現金を渡した者、また、暴力団、暴力団員に対し、防弾仕様の高級車を無償で提供した者、または、相手方が暴力団とわかっていながら飲食、ゴルフや旅行を共にした者など、親しい関係にある者とか、認められるとしておりまして、このような社会的に正当と認められない関係にある者が該当する内容をホームページにおいて示しております。

そうすると具体的にこうした者が暴力団密接関係者に該当するかしないかにつきましては、事案にもよりますが、確認を求める相手方の住所、氏名、生年月日、及び相手方が暴力団関係者の疑いがあると判断した資料などを大阪府警に提供することによりまして、大阪府警から相手方が暴力団員か、暴力団員と密接な関係を有する者かなどの情報が提供される予定となっております。

この詳しい取り扱いにつきましては、条例が可決されて施行されるまでの期間、来年3月までの間に大阪府警と協議いたしまして、その内容を盛り込んだ協定書を今後締結する予定となっております。

また、条例の第13条で、不当要求行為、これにつきましては暴力、脅迫、威力、その他、これらに関する不当な手段を直接または間接的に用いることにより、自らの要求を实

現しようとするなどの規則で定める行為と表現しております。その具体的な不当要求行為の内容につきましては、資料23ページの条例施行規則の第4条に記載しております。

まず第4条の第1項では、公正な職務の遂行を損なう恐れのあるものとして、アからキまでに掲げる事項に該当する行為が不当要求行為に該当する。また、第2号では、暴力的行為等の社会通念上、相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図るものとして、アからキまでに掲げる事項に該当する行為につきましても不当要求行為として認めるとしております。このような内容につきましては、規則を読んでいただきましたとおり、具体的な記載内容となっておりますので、後ほどご確認いただきたいと考えております。

また、次のページの第5条ですが、これにつきましては、不当要求行為が発生した場合の職員の管理監督者及び町長が行う措置内容を規定しておりまして、必要に応じまして、大阪府警への通報を行うことなどを規定しております。

以上が暴力団排除に関する条例について、規則で定める予定の内容の補足説明でございます。よろしくご審議願いたいと思います。

反保委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。賛成。

反対はございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 暴力団の排除という問題については、決して生易しい課題ではないということでありまして、暴力団の追放の社会的な合意を広げながら、この問題に対決していくというところから賛同するものでありますが、実際の条例等の運用に当たって少し慎重にお考えいただきたい点がありますので、この場で賛同の意とあわせて意見を申し上げておきたいと思っております。

1つは、町民の責務という問題でありまして、条例の中に、主体的に暴力団の排除に取り組むということが町民の責務の中に盛り込まれておりまして、無防備な町民が暴力団排除の矢面に立つ。そのことにおいて危険なことがないように運用には気をつけていただき

たいということが1点と、それから個人情報の収集及び提供の問題で、暴力団の排除を図るために必要となる個人情報を必要かつ最小限の範囲で収集するもの。また、暴力団排除のために必要と認めるときは収集した個人情報を大阪府警に提供することができるということが条例案の中に書かれておりますけれども、こういった内容を濫用することのないように、濫用によって住民の権利が侵害されるというような結果にならないように慎重に取り扱っていただきたいと、意見を申し添えて賛同したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

賛成、田島委員。

田島委員 今、ちらっと見せてもらったんですけども、これはぜひとも必要な条例と思うんです。でないと、今後いろんな難問を吹っかけられたり、いろいろ窓口の職員が困っていると思うんです。そこでも毅然として、当町にはこういう条例が施行されていると、これも一つの方法論であって。ただ、心配するのは、やはり情報の部分で人権侵害に当たらないように施行されて、そして実施に向けては十分に職員にも周知徹底していただいて、理解した上で執行していただきたいと、かように思います。

そして、24ページの第5条の管理監督の立場にある者に報告しなければならない。ただ、もう畏怖してしまって、後が怖いから報告せえへんわとなるようなことも多々あると思いますので、全職員に、毅然とした態度で、この条例があるということを認識していただいて、報告漏れの内容に周知徹底していただきたいのと、かように思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第84号「岬町暴力団等の排除に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第84号は、本委員会におきましては可決されました。

議案第90号「岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 本件について、本会議場での説明で、役割分担をより明確にするということが提案理由に述べられていたように思うんですけども、もう少しその内容について詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点なんですけど、委員の数をふやすということで、より広く意見を求めたいと。それは積極的なお考えだなというふうに思ったんですけども、人数、以前は、こうこうこういう人は何名、こうこうこういう立場の人は何名というふうに人数が決められていたわけですけども、変えようというふうに提案されている中に人数が示されていないということは人数は定めずにと提案だと思ってしまうんですけども、そのことについて何かお考えがあつてのことであれば、その理由についてもお聞きしておきたいと思います。

反保委員長 以上、2点お願いします。

谷下危機管理監。

谷下危機管理監 まず役割分担でございますけれども、今回2点、法改正がございました。

1点目は、国の災害対策基本法におきまして、地方防災会議の所掌事務として地域防災計画の作成のほかには災害が発生した場合に災害に関する情報を収集することなどが所掌事務とされておりました。しかし、災害が発生したときすぐに動かなければならないという段階におきまして、防災会議で災害に関する情報の収集を行うよりも、災害対策本部で一元的にそれらの事務を行うことが効率的であるということから、両者の役割を明確にするということが大きく変わった点でございます。

また、防災会議におきましては、平時において防災に関する機能を強化するために、これまで規程がございませんでした当地域に係る防災に関する重要事項を審議することなどが所掌事務として今回追加されたものでございます。

それと、2点目といたしましては、東日本におきまして、避難所の運営に当たり、女性、高齢者などの視点が必ずしも十分でなかったという、こういった反省がございまして、そういうことから防災計画の策定等に当たっては、多様な主体的な意見を反映できるように、地方防災会議の委員として現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者を追加することとしたものでございます。

これが主な改正でございます。

それと、委員の数をふやして、内数がこれまでであったということでございますが、確かに、現行の委員数は30名以内というふうに定め、同時に、それぞれの各号の委員についての内数を記載しておりました。しかし、今回40名以内に見直すということによりまして、女性を含めたそれぞれの視点が地域防災計画に反映できるのではないかとということがございます。こうした理由から、町長の指示のもと、町長が任命する、その他町の防災上特に必要と認め、町長が任命する者という委員はこれまで4名としておりましたけれども、女性、また高齢者などの方の意見を反映するために、内数を除くことにより、多くの方に参画していただけると考えたところであります。また、他の委員につきましても内数を除く改正をさせていただいたという状況でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 1点目にお聞きした役割分担について、今ご説明をいただいたことで言いますと、こういった何か災害が起こったときというのは、やはり指揮命令系統の一元化というのは非常に大事でして、そういったことが強化されるというか、スマートになるということと、それからそのことによって迅速な判断や対応ができるということが狙いという理解でよろしいでしょうか。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 そのとおりでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

川端委員。

川端委員 今回、防災会議条例を見直して、一部改正して、やはり私もずっと女性の視点、生活者の視点であり、女性の意見が入るように女性委員が登用されるということをやっと以前から意見として言ってきました、今回そのことも考慮して委員数もふやすということで、本当に喜んでおります。

女性を一体何人ぐらい入れてくれるのか、何人ぐらいと考えてくれているのかということ、また、どういうところから入ってもらうのかをお聞きしたいと思います。。

反保委員長 谷下危機管理監。

谷下危機管理監 女性の人数ということですが、これはこれから庁内で検討を進めていき

いと思っております。

ただ、女性の登用の具体的な考え方といたしましては、例えば危機管理がかかわっております団体といたしまして、岬町の女性消防団がございます。また、阪南岬消防組合のかかわりのある団体としましては、岬町の婦人防火クラブがございます。福祉分野での女性団体や、町職員では子育て、福祉、医療の分野の女性職員の登用などもあわせて考えていきたいと考えております。

反保委員長 川端委員。

川端委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論、ございませんか。

中原委員、賛成。

反対、ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほど質問させていただいて確認させていただいた役割分担の明確化という問題については妥当な改定だというふうに考えるものでありますし、このことによって一人でも多くの救える命を救うということにつながることを期待するものであります。

また、委員の構成についても、より進んだ形での構成をお考えのようで、女性、高齢者ということが挙げられましたけれども、障がい者も含めて弱者と考えられる皆さんの声も反映される、そういった組織に、また運用に努力を重ねていただきたいと、期待を申し上げて賛同したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

川端委員。

川端委員 今回、地域防災計画を見直すに当たって、きちっとこうして、まず防災会議条例を見直し、中をもう一度精査しながら防災計画を見直していくというところに賛同いたします。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第90号「岬町防災会議条例及び岬町災害対策本部条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第90号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については、全て議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後 0時01分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年12月12日

岬町議会

委 員 長 反 保 多喜男